

中間前払金制度について

建設業者の資金調達の円滑化を図り、公共工事の適正な履行を確保するために、平成 23 年 6 月 1 日から「中間前払金制度」を導入しています。

1 中間前払金制度とは

中間前払金制度は、対象となる建設工事において、契約当初の前払金（契約金額の 40% 以内）に加えて、工期の半ばを過ぎ一定の要件を満たしている場合に、前払金として契約金額の 20% 以内の額を追加して支払うことができる制度です。

2 対象となる工事

令和 3 年 4 月 1 日から対象となる工事が次のとおり変更となります。

【変更前】

税込設計金額が 3,000 万円以上かつ工期が 150 日以上 of 建設工事を対象



【変更後】

税込設計金額が 500 万円以上の建設工事を対象（入札公告において、その旨を記載します。）

※ 上記の対象に含まれる工事であっても次の場合は中間前払金の対象とはしません。

- ① 契約当初の前払金の支払いを受けない場合
- ② 部分払をする工事（中間前払金及び部分払の対象となる工事の場合は、契約締結時に受注者がいずれかを選択します。）
- ③ 市の予算執行上やむを得ない理由がある場合 等

3 中間前払金の使途

契約当初の前払金と同様に、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費に限られます。

4 中間前払金の額

契約金額の 20% 以内の額（ただし、契約当初の前払金との合計額が契約金額の 60% を超えないこと。）とします。

※ 算出した中間前払金の額に 1 万円未満の端数が生じる場合は、これを切捨てることとします。

5 認定の要件

中間前払金の支払を受けるためには、当該工事が次に記載する要件を全て満たしていることについて、あらかじめ市の認定を受けなければなりません。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費（出来高）が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

6 認定手続等

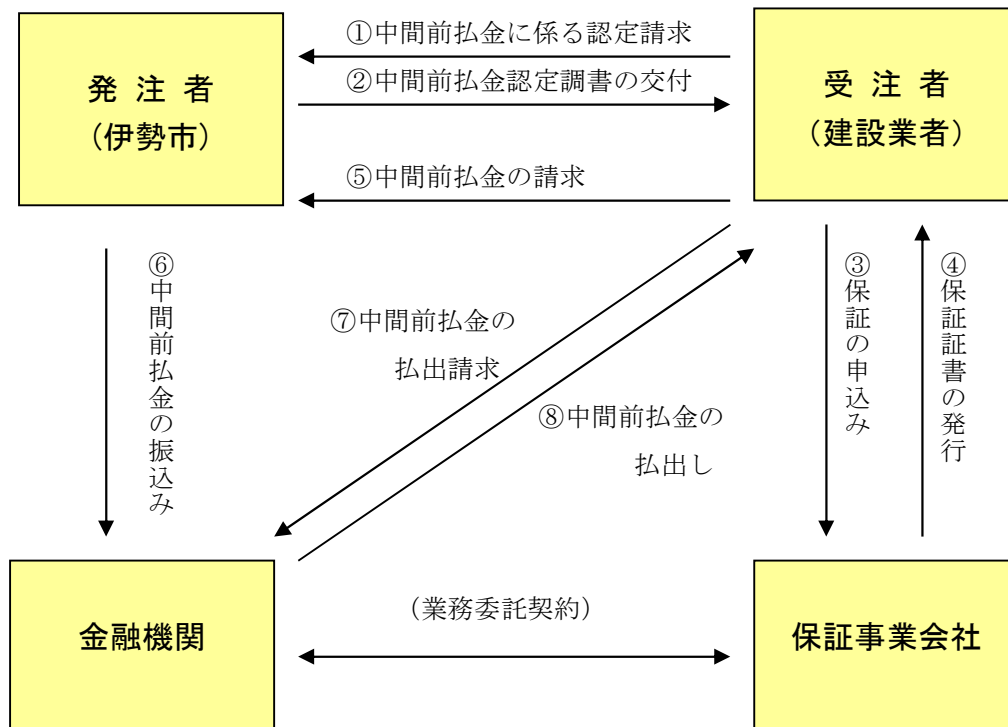
- (1) 受注者は、中間前払金の支払を受けようとするときは、当該工事が上記5に記載する認定の要件を全て満たすことを確認の上、「中間前払金に係る認定請求書」に「工事履行状況報告書（※中間前金払認定申請用）」を添付して市（工事担当課）に提出します。
- (2) 市（工事担当課）は、受注者から「中間前払金に係る認定申請書」の提出があったときは、速やかに提出書類に基づき、当該工事が中間前払金の認定要件を満たしているかを調査（以下「認定調査」という。）します。

※ 認定調査にあたり、市（工事担当課）が受注者に対して根拠となる任意の資料の提出等を求める場合があります。
- (3) 市（工事担当課）は、認定調査の結果を「中間前払金認定調書」により受注者に通知します。
- (4) 「中間前払金認定調書」において、中間前払金の認定要件を満たしていることを認められた受注者は、保証事業会社に中間前払金に関する保証を受けた上で、市に対して中間前払金の請求をします。

7 中間前払金の請求

中間前払金の請求にあたっては、前払金支払請求書に保証事業会社の中間前払金に関する保証証書及び保証約款を添付し、市（工事担当課）へ提出してください。

中間前払金制度のながれ



- ① 受注者は、発注者（工事担当課）に対して中間前払金に係る認定の請求を行います。
- ② 発注者（工事担当課）は、提出書類に基づき当該工事が中間前払金の要件を満たしているか調査を行い、受注者に対して中間前払金認定結果調書を交付します。
- ③ 中間前払金認定結果調書において、中間前払金制度の対象となる工事であり、かつ認定要件を具備していることを認められた受注者は、保証事業会社に対して中間前払金に関する保証の申込みを行います。
- ④ 保証事業会社は、書類確認等の審査を行った後、受注者に対して中間前払金に関する保証証書及び保証約款を発行します。
- ⑤ 受注者は、発注者（工事担当課）に対して中間前払金請求書に中間前払金に関する保証証書（原本）及び保証約款を添付して中間前払金の請求をします。
- ⑥ 発注者は、受注者の指定する金融機関に中間前払金を振込みます。
- ⑦、⑧ 受注者は、必要書類を金融機関に提出し、中間前払金を払出します。